

第217回

岐阜県都市計画審議会

議事録

と き：令和3年12月13日（月）午後3時30分から

ところ：岐阜県庁 議会西棟第2会議室

【事務局】

都市政策課長の幸畑でございます。今日はよろしくお願ひいたします。廣岡先生の方からちょっと遅れていらっしやるとお聞きしております。廣岡先生を除きまして皆さんお揃いですので、これから始めさせていただきたいと思ひます。

委員の皆様方には、お忙しいところ、お集まりいただきありがとうございます。始めに、本審議会の学識委員の皆様は、任期が2年と定められておりまして、本年12月1日に改選となりました。お手元に資料1として委員名簿をお配りしておりますが、このうち、李委員、大崎委員、菊本委員、高木委員、土屋委員の5名の方には、引き続きのご就任について、よろしくお願ひします。

また、3名の方に新たにご就任いただいておりますので、ご紹介させていただきます。まず、環境分野からは、岐阜大学准教授の廣岡佳弥子様ですが、ちょっと遅れていらっしやいますので、ご紹介させていただきます。次に、経営分野から岐阜協立大学教授の水野和佳奈様です。ご挨拶いただけると有難いです。

【水野委員】

岐阜協立大学の水野です。よろしくお願ひいたします。大学の授業では、行政法とか法学系の科目を担当しているのですが、研究では行政組織の人的資源管理などを研究しておりますので、今回は経営分野での参加ということになりました。よろしくお願ひいたします。

【事務局】

ありがとうございます。新たにご就任いただく岐阜大学教授倉内文孝様は、本日もご欠席ということですのでよろしくお願ひいたします。以上、学識委員8名の先生方の任期は令和5年11月30日までとなっております。

本日もご出席の皆様のご紹介につきましては、お手元の資料1の委員名簿と資料2の委員座席図のとおりでございますので、ご紹介に代えさせていただきます。また、本日は、委員及び臨時委員、計23名中、現時点で15名のご出席をいただいておりますので定足数に達していることをご報告いたします。

さて、本審議会会長につきましては、学識委員の中から選出することとされておりますが、この度、学識委員の改選がございましたので、改めて会長を選任することとなります。会長選任までの間、都市建築部長が議事を進行させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

【都市建築部長】

都市建築部長の大野でございます。日頃より、県都市建築行政にご理解・ご協力を賜りましてありがとうございます。それでは、会長選任までの間、議事を進行させていただきますので、よろしくお願ひいたします。座って失礼します。

会長の選任につきましては、岐阜県都市計画審議会条例第4条第1項により、「会長は学識経験のある者の中から選挙で選任する」こととなっております。立候補者又はご推薦も含めてお諮りしたいと思います。

土屋委員どうぞ。

【土屋委員】

前会長で、都市計画の専門家でもある高木委員を推薦したいと思います。

【都市建築部長】

ありがとうございます高木委員を推薦するご意見を頂きました。他にございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

高木委員を会長に選任させていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり。)

ありがとうございます。ご異議ないようですので、高木委員を会長に選任させていただきます。それでは、高木委員、会長席にお座りいただきまして、この後の議事進行、よろしく願います。

【高木会長】

会長に就任しました高木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。3期目ということなんですけれども、コロナ禍になりましてまもなく2年が経とうとしております。私たちの生活もずいぶん、コロナ前とは変わった形で暮らすことになってきているかと思えます。特に、密を避けるということなんですけれども、その裏返しで言いますと、疎の価値、それを都市計画的に解釈しますと分散ということに対して価値があるんじゃないかと、そういう意見も専門家の中から出てきています。岐阜県も2年連続で、豪雨災害になっておりまして、安全性という意味からも、賢い住まい方、安全なところに住むとか、そういうことなんかも随分都市計画の分野でも出てきています。こう、やっぱり新たに色々な課題が出てきている中で、の会長ということで大役なんですけれども精一杯頑張りたいと思いますので皆様のご協力をいただきながら進めていきたいと思えます。どうぞよろしくお願いいたします。では、座って進めさせていただきます。

それでは、議案の審議に入る前に、会長代理の選任を行いたいと思えます。岐

岐阜都市計画審議会条例第4条第3項の規定により、会長代理につきましては会長が指名することになっています。会長代理には、本日も欠席ではありますが、倉内文孝委員を指名したいと思いますので、よろしくお願いいたします。次に、本審議会に設置されている、環境影響評価専門部会の委員について、条例第5条及び環境影響評価専門部会運営要綱第3条から第4条の規定に基づき、専門部会の委員と部会長の指名を行います。まず、環境影響評価専門部会の委員に倉内文孝委員、廣岡佳弥子委員を指名し、部会長には倉内委員にお願いしたいと思います。以上の体制で、今後、審議会並びに専門部会を進めてまいりたいと思いますので、皆様方のご協力をお願いいたします。

【事務局】

今、ここで廣岡先生お見えになりましたので、途中ではございますけども、一言ご挨拶いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【廣岡委員】

岐阜大学流域圏科学研究センターの廣岡です。本日はおくれて大変申し訳ございませんでした。専門は廃水処理と下水道工学になります。よろしくお願いいたします。

【高木会長】

それでは、議案の審議に入りたいと思います。本日の議案概要について、事務局から説明を求めます。

【事務局】

それでは、本日の議案の概要について説明させていただきます。お手元に配布しております資料3議案一覧表をご覧ください。本日も諮りする議案は、議第1号「大垣都市計画道路の変更について」こちらは安八町内の変更でございます。議第2号「羽島都市計画道路の変更について」、こちらは羽島市内の変更で議第1号と同じ道路に関する議案でございます。議第3号「大垣都市計画道路の変更について」こちらは、大垣市内、神戸町内の変更でございます。以上、3件でございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

【高木会長】

まず、審議に入る前に、本日の審議会の議事録署名委員を指名したいと思います。ですが、会長に一任いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり。)

ありがとうございます。一任いただきましたので、本日の議事録署名は李委員と岩井委員にお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは審議に入ります。議第1号、第2号は関連がございますので、一括して審議したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり。)

それでは、議第1号「大垣都市計画道路の変更について」、議第2号「羽島都市計画道路の変更について」を議題とします。それでは、事務局の説明を求めます。

【事務局】

都市政策課技術総括監の大西でございます。よろしくお願いいたします。それでは、着座にてご説明させていただきます。

議第1号と議第2号は、議案書1-1から1-7ページと議案書2-1から2-7ページです。前方のスクリーンを合わせてご覧ください。

最初に、都市計画道路寺内安八線と外栗野大浦線の概要を説明いたします。寺内安八線は、大垣市寺内町を起点とし安八町森部を終点とする延長約7,130m、幅員22mの幹線街路です。大垣都市計画区域マスタープランでは、区域内の円滑な交通の流れと、区域外とのアクセス性を高める道路に位置づけられています。外栗野大浦線は、羽島市小熊町を起点とし羽島市正木町を終点とする延長約5,200m、幅員22mの幹線街路です。羽島都市計画区域マスタープランでは、東西方向の主軸となる主要幹線道路に位置づけられています。今回の都市計画変更は赤実線でお示ししている安八町と羽島市にまたがる区間に関するものでございます。

次に道路の整備状況について、ご説明いたします。寺内安八線及び外栗野大浦線は、主に大垣江南線として、整備が進められております。現在は寺内安八線の起点の大垣市寺内町から安八町西結までと、一般県道岐阜羽島線との交差点の羽島市足近町から愛知県境までが供用されております。

未開通区間のうち、青実線の安八町西結から一般県道安八平田線までの区間は、現在、工事中です。今回の変更区間は、今後、工事が予定されている、赤実線の安八町南今ヶ淵から一般県道羽島茶屋新田線との交差点の羽島市小熊町までの区間となっております。

大垣都市計画区域の位置関係についてお示ししております。寺内安八線は青実線で示しており、変更箇所は赤実線で示している区間となります。延長約1,120m区間の幅員22mを11mから15mに変更し、車線数を2車線とします。

羽島都市計画区域の位置関係についてお示ししております。外栗野大浦線は青実線で示しており、変更箇所は赤実線で示している区間となります。延長約990m区間の幅員22mを11mから14mに変更し、車線数を4車線から2車線に変更します。

概ね20年後の令和17年の将来交通量でございます。今回の対象区間の将来交通量が車線数2車線相当となる9千台となることから、当該路線の車線数を2車線とし、幅員の変更を行うものでございます。

計画図で大垣都市計画道路の変更について、ご説明いたします。変更前が青色、変更後が赤色になります。一般県道安八平田線との交差点から羽島市との行政界までの区間の延長約1,120mの幅員を22mから15m、11.5m及び11mに変更し、車線数を2車線とします。

こちらは、標準横断図です。上側が変更前、下側が変更後となります。車線数は2車線、平地部は両側歩道で、総幅員15m、橋梁取付部及び橋梁部は片側歩道で、総幅員が11.5m、11.0mとなります。

計画図で羽島都市計画区域の変更について、ご説明いたします。変更前が青色、変更後が赤色になります。安八町との行政界から羽島市小熊町4丁目までの区間の延長約990mの幅員を22mから11mに変更し、交差点部は14mとなります。また、車線数を4車線から2車線に変更いたします。

こちらは、標準横断図です。安八町側と同様に、片側歩道で、総幅員は11mとなります。

次に、都市計画手続きの状況です。これまで、地元説明会、都市計画案の公告・縦覧、関係市への意見聴取などを経て、本日の都市計画審議会を迎えております。なお、安八町、羽島市への意見聴取では、「意見なし」との回答をいただいております。

最後に、都市計画案の縦覧の状況です。令和3年7月12日から7月26日の2週間、案の縦覧を行ったところ、意見書の提出はございませんでした。以上のことから、県としては今回の都市計画変更案は適切なものと考えております。議第1号、議第2号の説明は以上でございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

【高木会長】

はい、ありがとうございました。事務局の説明がありました。これについてご意見・ご質問はございませんか。

よろしいでしょうか。ご意見・ご質問がなければ、採決に移ります。議第1号及び議第2号について、一括して採決したいと考えますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり。)

それでは、議第1号及び議第2号について、原案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり。)

ご異議がないようですので、議第1号及び議第2号は原案どおり承認することに決しました。

次に、議第3号「大垣都市計画道路の変更について」を議題とします。それでは、事務局の説明を求めます。

【事務局】

それでは、議第3号「大垣都市計画道路の変更について」ご説明させていただきます。資料は、お手元の議案書3-1から3-34ページです。前方のスクリーンも合わせてご覧ください。

はじめに、大垣市、神戸町の主要な施設等の位置をお示しいたします。主要な道路といたしまして、黒色で示しております国道21号、東海環状自動車道などがございます。今回変更します路線は、大垣都市計画道路の①長松大井線、②南高橋神戸線、③大垣神戸大野線、④瀬古下宮線の4路線でございます。

次に、今回の変更に至った背景をご説明いたします。今回の変更はいわゆる「都市計画道路の見直し」によるものでございまして、本県におきましては、平成13年5月に「都市計画道路の見直し方針(案)」を策定し、市町とともに、都市計画道路の見直しを進めているところでございます。大垣市と神戸町におけるこれまでの経緯でございます。大垣市と神戸町において見直し方針を策定し、大垣市では令和元年9月に神戸町では令和元年5月に見直し候補路線(案)を公表しております。今回お諮りする議案は、これらの都市計画道路の見直し検討を踏まえ、都市計画道路の変更を行うものでございます。

議案書の3-9ページをご覧ください。大垣市の変更対象路線を示しております。図中の①の破線で示した長松大井線の廃止に伴い、名称の変更、終点の変更、車線数の決定、さらに図中の②で示した路線の追加を行います。議案書3-10ページには大垣市の計画区域分割図を示しております。

議案書の3-11ページをご覧ください。神戸町の変更対象路線を示しております。図中の⑤で示した瀬古下宮線の幅員変更、線形の変更を行い図中の③④は、①破線の長松大井線の廃止に伴い、交差点がなくなるため幅員の変更、終点の変更、延長の変更を行います。では、各路線についてご説明させていただきます。

まず、はじめに、長松大井線についてご説明いたします。議案書3-13から

14ページ及び前方のスクリーンも合わせてご覧ください。長松大井線は、大垣市長松町から神戸町内を経由し、大井までを結ぶ環状道路として決定されています。しかし、見直し前後の交通量を検証しても、当路線や周辺道路等への影響がないことや市道昼飯赤坂1号線及び県道柳瀬赤坂線が代替路線として機能しているため、約8,680mを廃止いたします。また、長松大井線の廃止に伴い、終点位置を青墓1丁目に変更し、名称を長松大井線から①赤色実線の長松青墓線へ変更し、車線数を4車線とします。また、終点位置の変更に伴い、②赤色実線の大島大井線を追加し、延長4,400m、幅員15m、車線数を2車線とします。

次に、南高橋神戸線、大垣神戸大野線についてご説明いたします。議案書3-27から3-30ページ及び前方のスクリーンも合わせてご覧ください。長松大井線の廃止に伴い、南高橋神戸線・大垣神戸大野線において交差点部がなくなるため赤丸箇所の変更を行います。

こちらが、交差点の拡大図でございます。左側の南高橋神戸線は長松大井線の廃止に伴い、終点位置と延長を交差点部の幅員から標準部と同じ25mへ変更します。右側の長松大井線との交差点は、同じく交差点部の幅員を標準部と同じ25mへ変更します。

次に、瀬古下宮線についてご説明します。議案書3-31ページ及び前方のスクリーンをも合わせてご覧ください。瀬古下宮線は、神戸町中心部から大垣神戸大野線、南高橋神戸線と一体となって大垣市にアクセスする道路として決定されています。交通量を検証したところ、片側歩道でその機能が確保されることから両側から片側歩道へ計画を変更します。また、より安全性が高く、走行機能を確保した線形に見直しを図るものでございます。

計画図で都市計画区域の変更についてご説明します。変更前が黄色、変更後が赤色となります。起点から幅員を16mから9.75mへ、またより安全性が高い線形に変更します。終点までの幅員変更とし番号の名称を変更いたします。

こちらは、標準横断図です。青色が変更前、赤色が変更後の幅員です。右が北側となります。幅員は9.75mです。

次に、都市計画手続きの状況です。これまで、都市計画案の公告・縦覧、関係市町への意見聴取などを経て、本日の都市計画審議会を迎えております。なお、市町への意見聴取においては、大垣市、神戸町からそれぞれ「意見なし」との回答をいただいております。

次に、都市計画案の縦覧の状況です。令和3年10月1日から10月15日まで、案の縦覧を行ったところ、意見書の提出はございませんでした。以上で議第3号の説明を終わります。ご審議の程よろしくお願いいたします。

【高木会長】

どうもありがとうございました。事務局の説明がありました。これについてご意見・ご質問はありませんでしょうか。

ちょっと、1点だけ、今、山県インターから大野神戸までつなぐ東海自動車道が鋭意工事が進んでいて、数年後には開通するという事なんですけども、そういう状況の将来的なことを含めてもこの北部の廃止する部分の道路はなくても交通量がさばけるという風なことで理解してよろしいでしょうか。

【事務局】

将来交通量の推計にあたりましては、東海環状の自動車の交通量も見込んで検証しており、問題ないことを確認しております。

【高木会長】

分かりました。ありがとうございます。

他にご意見・ご質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

他にご意見・ご質問がなければ、採決に移ります。議第3号について、原案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり。)

ご異議がないようですので、議第3号は原案どおり承認することに決しました。議案の審議が終了しましたので、知事に対する答申文についてお諮りします。事務局から答申案の配布をお願いいたします。

ただいまお配りした案は、本日も審議いただいた結果に基づき、議第1号から議第3号について、原案を適当と認めるものです。知事に対する答申文について、案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり。)

ご異議がないようですので、知事に対する答申文については案のとおり決定します。

それでは、これをもちまして、本日の議事はすべて終了しました。ご協力ありがとうございました。以後は、事務局をお願いいたします。

【事務局】

高木会長をはじめ委員の皆様、本日はご審議いただきありがとうございました。
これをもちまして、第217回岐阜県都市計画審議会を閉会いたします。

(おわり)

議事録署名者

会 長

委 員

委 員